

神奈川県指令県総第2080号

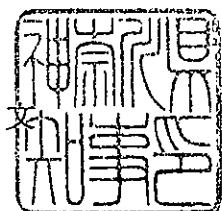
横浜市磯子区西町11番8号根岸駅前ビル2-F

特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー
理事長 金森 京子

平成16年1月16日付けで申請のありました定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により申請のとおり認証します。

平成16年3月31日

神奈川県知事 松沢 成



神奈川県指令県総協第2006号

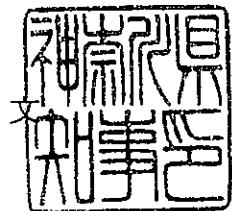
横浜市磯子区東町18番10号 N I Cハイム1F

特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー
理事長 坂本 明美

平成18年3月2日付けで申請のありました定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により申請のとおり認証します。

平成18年5月16日

神奈川県知事 松 沢 成



神奈川県指令N協第2095号
横浜市磯子区東町18番10号 N I Cハイム1F
特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー
理事長 坂本 明美

平成20年7月24日付けで申請のありました定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により申請のとおり認証します。

変更に係る登記事項

<目的>

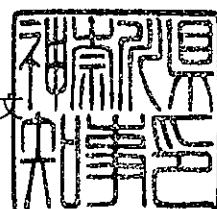
この法人は、不登校ないし引きこもりなどを経験したため、またはその状態を継続しているために、一般的な就職などによる社会的な自立が困難になると予想される、または現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して不登校ないし引きこもりなどの状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な共同生活、及び模擬的な就業体験の場などを提供する事に関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得する事に寄与する事、また、親子や地域の人が集う場を提供し、子ども・青少年の健全育成をめざし、子育てを支えあう地域社会をつくる事を目的とする。

<事業>

- ①青少年に不登校ないし引きこもりなどからの脱却の機会を与え、又、共同生活、社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営
- ②青少年とその保護者などに対する相談・支援
- ③青少年の自立に関する情報提供
- ④地域で子育てを支える場の提供・運営
- ⑤地域の子どもの居場所の提供・運営
- ⑥その他 上記事業に関連する諸事業

平成20年10月27日

神奈川県知事 松 沢 成 文



神奈川県指令N協第2019号
横浜市磯子区東町18番10号 N I C ハイム1F
特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー
理事長 坂本 明美

平成21年2月24日付けで申請のありました定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により申請のとおり認証します。

変更に係る登記事項

<目的>

この法人は、不登校ないし引きこもりなどを経験したため、またはその状態を継続しているために、一般的な就職などによる社会的な自立が困難になると予想される、または現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して不登校ないし引きこもりなどの状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な共同生活、及び模擬的な就業体験の場などを提供する事に関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得する事に寄与する事、また、子育て支援、子どもの居場所づくり、放課後児童健全育成に関する事業を行い、親子や地域の人々が集う場を提供し、子ども・青少年の健全育成をめざして、子育てを支えあう地域社会をつくる事を目的とする。

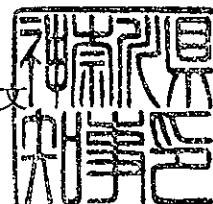
<事業>

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①青少年に不登校ないし引きこもりなどからの脱却の機会を与え、又、共同生活、社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営
- ②青少年とその保護者などに対する相談・支援
- ③青少年の自立に関する情報提供
- ④地域で子育てを支える場の提供・運営
- ⑤地域の子どもの居場所の提供・運営
- ⑥放課後児童健全育成のための学童保育の運営
- ⑦その他 上記事業に関連する諸事業

平成21年6月4日

神奈川県知事 松 沢 成 文



市市活 第 1245 号
平成 23 年 1 月 20 日

証 明 書

主たる事務所の所在地 横浜市磯子区東町 9 番 9 号
名 称 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー¹
代表者職氏名 理事長 坂本 明美 様

横浜市長 林 文子



特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）（以下「法」といいます。）第 25 条第 5 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 26 日付神奈川県指令 N 協第 2148 号により定款変更を認証されたことを証明します。

第4号様式（第5条）

横浜市市協指令第314号
令和3年8月24日

定款変更認証通知書

神奈川県横浜市磯子区東町9番9号
特定非営利活動法人コロンブスアカデミー
理事長 渡辺 克美 様



令和3年7月14日に申請のありました定款の変更については、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証しましたので、同法第25条第5項において準用する同法第12条第3項の規定により、通知します。

| | |
|-----------|----------|
| 認証事項 | 会議の方法の変更 |
| 変更に係る登記事項 | なし |

(注意) 特定非営利活動法人は、登記事項に変更が生じたときは、この通知の日から2週間以内に変更の登記をする必要があります。

(A4)